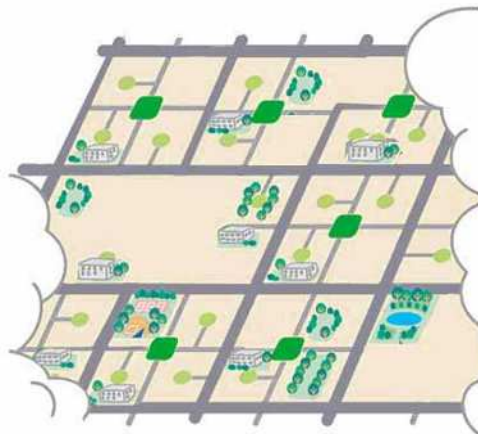


長期未整備公園の対応方針検討

目的

「長期未整備公園」とは、将来的に公園緑地を整備する区域として都市計画決定しているものの、**長い期間整備が行われていない状態の公園緑地等**を指します。これらの中には、都市計画にて区域を定めたものの、社会情勢の変化や周辺の土地利用の変化、さらには人口の減少等により、必ずしも**現在の配置や範囲が適正では無くなっている公園緑地**も生じています。そこで、既に都市計画決定されている都市公園について、地域それぞれの状況や特性、周辺を取り巻く環境等を勘案し、長期間に渡り未整備となっている**都市公園の整備の必要性や規模などを見直す**ことが求められています。

長期未整備公園を考えるにあたっては、対象となる公園を検討するだけでなく、整備済みの公園ストックを含む市域全体の公園配置状況や代替機能を有する他の緑の空間の把握も重要になります。



長期未整備公園の検討の必要性



長期未整備公園は、時代の変化に伴い事業化を推進するにあたって様々な問題を抱えていることがあります。そのため、それら問題点を整理した上で、**公園計画区域の継続、あるいは区域変更や廃止**の検討を行っていくことが求められています。また、『都市計画運用指針』（国土交通省／平成28年6月）においても、「長期にわたり事業に着手されていない都市施設等は、必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、**理由を明確にした上で見直し**を行うことが望ましい」と明示されています。

長期未整備公園における主な問題点

◆ 人口減少社会の到来に伴う公園整備の必要性の確認が生じている。

- ・ 地区の人口や年齢構成（少子高齢化）の変化
- ・ 整備済みの公園や緑地等での対応

◆ 周辺環境の変化により、公園整備の見直しが必要となっている。

- ・ 同等機能の施設整備による必要性の低下
- ・ 周辺の土地利用の変化による必要性の低下

◆ 事業費等の増大により、実現性が不透明になってきている。

- ・ 用地取得費、移転補償費等に伴う費用増大
- ・ 供用面積増大による維持管理費の負担増加

◆ 建築制限等の長期化による土地所有への影響が懸念される。

- ・ 民有地への建築制限の長期化
- ・ 土地所有者の将来設計への影響

長期未整備公園に対し、**検討・見直し**を行うことが求められる。

長期未整備公園検討フロー

長期未整備公園の検討は、関連する指針や対象となる公園の実情等により流れが変わります。既に県などにて見直しのためのガイドラインが公表されている場合は、それに沿って検討していくこととなります。検討時点でガイドライン等がない場合は、**有識者等を交えて見直しガイドラインを確定**させ、各公園の判定を行っていきます。対象となる公園が少ない場合は、個別に検討していくこともあります。

見直しガイドラインの作成から各公園の判定を行う一般的なフローは下記のとおりです。

